

第19回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

日時：2022年6月8日（水）10:00～

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

(1) 開会

(2) 第17回委員会（4/27）、第18回委員会（5/11）の議事録確認 【資料1】

(3) 調査の進捗について 【資料2】

(4) その他

(5) 閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

第17回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録（案）

1 開催概要

- 日時：令和4年4月27日（水）15：30～17：00
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・文化庁文化財第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当課 ・港区街づくり支援部 開発指導課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

- 当日配布資料
 - ・ 次第
 - ・ 資料1： 第16回委員会（4/6）開催記録案
 - ・ 資料2： 品川駅改良 基礎杭工事に伴う対応について
 - ・ 資料3-1： 道路内における築堤現地保存範囲最大化の検討（2街区周辺）
 - ・ 資料3-2： 北横仕切堤とインフラとの平面的な位置関係について

2 議事要旨

(1) 開会

(2) 第16回委員会(4/6)の議事録確認

- 前回の委員会議事録内容について、終了までに指摘がなければ確定とする。(委員長)
⇒ 了承する。(一同)

(3) 品川駅改良について

- 2030年、2040年の利用人数予測数値には地下鉄延伸は含まれるか？(古関委員)
← 現在は含まれていないが、地下鉄に限らず今後、適宜更新をしていく。(事務局)
- 朝ラッシュ1時間あたりの利用人数が、想定からさらに増えた場合に
現行通路幅員で足りるのか？(古関委員)
← 現在計画でも多少の余裕をみている。また、必要により人数を精査し、エスカレータなどでも対応する。(事務局)
- 改札を新設する件は、非常時、火災や自然災害、テロなどに対して、何かシミュレーションしているのか。(古関委員)
← シミュレーションはやっているが、どう活用するかは今後検討となる。(事務局)
- 今後も具体的なデータなど開示できる範囲で参考情報を委員会で示してもらいたい。(古関委員)
- 地中梁は設置しないのか？(小野田委員)
← 物流施設の部分のみの設置し、それ以外は設置しない。(事務局)
- 深礎工法による杭の部分の調査となるが、記録保存において海側の石垣に当たらないという想定であるが掘ってみないとわからない。記録保存とする扱いで致し方ないと判断したい。(委員長)
- 夜間調査は土層の観察が非常に難しいので、できるだけ夜間調査の必要がないようにするなど、調査の精度を落とさないようにお願いします。(委員長)
- 荷捌き部分の山側は横断的に遺構が確認できる大変重要な場所であり、今後の5～6街区の調査に向けて非常に重要な調査となる。十分な調査時間、確実な観察が行えるようにお願いします。(委員長)
- 本件の指摘は1年前であったが、今回は臨時開催となった。検討時間が短いことは検討委員会の信頼性にもかかわる。事業計画の時間が切迫しているために検討時間が短くなるということは、今後2度とないように注意いただきたい。(委員長)
- 前々回の北口歩行者出口の杭打ち部分と海側石垣の想定ラインとの調整は、次回以降データを提示してもらいたい。(委員長)

- 以上で品川駅改良については記録保存でやむを得ないこととし、引き続き依頼している事項の対応をお願いします。(委員長)
- ただし北横仕切堤の検出に関しては全く想定外であったので、臨時委員会を開いて議論すべき問題だと理解している。(委員長)

(4) 北横仕切堤について

- 断面図③の位置は、3線拡幅時の石垣を調査していたのではないかと。(委員長)
← 土中保存と開削調査した範囲のちょうど境目の部分になる。(UR)
- 現状を視察した通り、記録保存にせざるを得ない状況ということで、北横仕切堤は遺構として非常に重要なもので、南横仕切堤と同様に現地保存したいが、現状で様々な対応をしている上で残すことが難しいという提議である。そういう判断に至らざるを得ない。(委員長)
← この場合、遺構の保存はどのように考えるのか。(小野田委員)
→ 北横仕切堤を移築するかどうか。そして記録保存以外の部分の遺構の取扱いもある。半恒久的な施設ができる場合は、その下の遺構は記録保存できるという考え方がある。一方で影響がないならば土中に保存することもある。埋蔵文化財行政としてどう考えるか。(委員長)
→ 現地保存が難しいかどうかという点について議論いただきたい。現状で民間施設ではない埋設物を動かすことは難しいと考える。(委員長)
- 下水管は自然流下が原則であり深く逃げるわけにもいかず水平方向の位置変更も難しい。この部分はたまたま難しいということで、やむを得ないと考える。(古関委員)
- 北横仕切堤も南横仕切堤と同等の価値と考えると、移築を前提とした記録保存を検討してもらいたい。(委員長)
- 開業期の山側の石垣が非常に長く残存する箇所であるので、今残っている北横仕切堤全体と開業期の山側の石垣も含めて移築する、という計画の検討をお願いしたい。(委員長)
- 移築の場合は部材を一時的に保管するが、木材の保管は大丈夫なのか？(小野田委員)
← 移築においては、そのものの材を用いることは少ない。発掘されたものは遺物扱いとし、同様の形態、材質で再現するという考え方が一般的である。(委員長)
- 移築前提は理解する。ある程度の範囲を決めていただき、調査をしていくことでよいと考える。(JR)
- 現時点では移築をできるような丁寧な調査を進めるという判断とさせてもらいたい。具体的には関係者と調整しながら考えたい。(JR)
- 遺物については開業期の石垣の下の杭であり、仮にそれが残っていれば保存の対象となる。この部分の取扱いを考えたい。杭の頭を切らなければならないなど、残すべきか調査を行うべきか、重要な論点である。(委員長)
→ 平成 10 年に文化庁から通知された「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の別紙 2 を参照し、中途半端に残すのではなく記録保存が望ましいのではないかと考

える。現地保存が基本でやむを得ない場合は移築ということでよいが、現地において横仕切堤があったことがわかるような表現の工夫などが望ましい。(東京都)

→ 東京都の考えと同じ。難しいと思うが、丁寧に対応してもらいたい。(文化庁)

→ 東京都の考えと同じ。歩道にかつてあったものを表現するなど協力いただきたい。(港区)

- 移築を前提とした記録保存調査を行うこと、移築に関しては場所等をこれから検討すること。記録保存は埋蔵文化財行政の原則にのっとって行う。史跡の一部となるため、特に横仕切堤に関しては歩道上のマーキングなどを検討する、ということでしょうか？(委員長)
⇒ 了承する。(一同)

(5) その他

- 大事な遺構であり、まちづくりの上でも大事なものではないか、という認識があるので、一つ一つ丁寧に議論を進めていただければと思う。(文化庁)
- 懸案があった場合はなるべく早めに委員会に諮ることをお願いしたい。(東京都)
- 委員会での検討時間を確保していただくことをお願いしたい。(港区)

(6) 閉会

議事録要旨以上

3 議事録

3.1 開会

- (事務局) 第 17 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ オンライン・サテライトの説明
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 次第の説明

3.2 第 16 回委員会 (4/6) の議事録確認

※事務局より説明：資料 1

- (委員長) 前回の委員会議事録内容に疑義がなければ確定としたい。よろしいか？本会議終了までに何かあれば指摘いただき、確定としたい。
- (一同) 了承する。

3.3 品川駅改良について

※事務局より説明：資料 2

- (古関委員) 2030 年、2040 年の利用人数予測数値を示してもらい参考になった。予測数値には地下鉄延伸は含まれているのか？事業認可されたが。
- (事務局) 現在は含まれていないが、地下鉄に限らず今後、適宜更新をしていく。
- (古関委員) 各階段の朝ラッシュ 1 時間あたりの利用人数などが、想定からさらに増えた場合に現行通路幅員で足りるのか？
- (事務局) 現在計画でも多少の余裕をみている。また、必要により人数を精査し、対応する。エスカレータなどでの対応も考えている。地下鉄の部分も含めてさらに人数を精査し、対応できるところで対応する。
- (古関委員) 改札を新設する件は、非常時、火災や自然災害、テロなどに対しては安心材料となると思うが、何かシミュレーションしているのか？
- (事務局) シミュレーションはやっている。ただし、そのシミュレーションをどう活用していくかは、今後検討となる。
- (古関委員) 今後も具体的なデータなど出せるものは出してもらいたい。
- (小野田委員) 8 ページ目、地中梁は設置しないのか？
- (事務局) 物流施設の部分のみ設置し、それ以外は設置しない。
- (委員長) 前回の委員会で説明を要望した点は、今日の説明で数字の提示により具体的な説明になったと思う。深礎工法で実施して杭の部分进行调查す

ることになるが、その部分の記録保存において、海側の石垣に当たらないという想定である。ただし掘ってみないとわからない。私自身は記録保存とする扱いで致し方ないと判断したいと思う。工事は夜間調査になるが、夜間は土層の観察が非常に難しい。土層観察にあたって照明が必要になる。ここは盛土が複雑な部分と想定される。できるだけ夜間調査の必要がないようにするなど、調査の精度が落ちないようにお願いしたい。もう一点、ここは荷捌き部で既に調査している部分の山側となる。横断的に確認できる大変重要な場所である。このデータは今後の5～6街区の調査に向けて非常に重要な調査になる。十分な調査時間、確実な観察が行えるようにお願いしたい。それからもう一点、本件の指摘は1年前であった。本日は臨時の開催となった。今後こういうことがないようにお願いしたい。なぜこういう状況になったのか、検討時間が短いということは検討委員会の信頼性にもかかわる。だいぶ前から分かっていたのになぜ今の検討なのかという点である。事業計画の時間が切迫しているために検討時間が短くなるということは、今後2度とないように注意いただきたい。前々回の北口歩行者出口の杭を打った部分と海側石垣ラインの想定ラインとの調整は次回以降データを提示してもらいたい。前回もお願いしたが、品川駅周辺の計画の全体像を早めに提示してもらいたい。以上で品川駅改良については、記録保存でやむを得ないことと、ここまでお願いしている事項の対応をお願いしたい。ただし、北横仕切堤の検出に関しては全く想定外であったので、これに関しては臨時委員会を開いて議論すべき問題だと理解している。

(委員長) その他意見がなければ、次の議題に進む。

3.4 北横仕切堤について

※URより説明：資料3-1、資料3-2

(委員長) 断面図③の位置は、3線拡幅時の石垣の調査をしていたのではないか？

(UR) 土中保存と、開削調査した範囲のちょうど境目の部分になる。

(委員長) 現状で見ていただいた通り、記録保存にせざるを得ないということ、断面図にある通り影響の下端が T.P.-0.8m くらいということで、3線化の石垣の下の、杭の頭が残るか残らないか、というくらいと理解した。杭の高さは均等ではないので、少し高いものは削らなければならないということ。北横仕切堤は遺構として非常に重要なもので、南横仕切堤と同様にできることなら現地保存したいというところから話を進めなければならない。しかし現状では、様々な対応をしているう

えで残すことが難しいという提議である。そういう判断に至らざるを得ないということかと思う。

- (小野田委員) この場合、遺構の保存はどのように考えるのか？例えば杭は抜くのか、切るのか？
- (委員長) まずは北横仕切堤を移築するかどうか。そして記録保存以外の部分の遺構の取扱いもある。これは少し先の議論になるが、考え方としては、半恒久的な施設ができる場合は、その下の遺構は記録保存できるという考えがある。一方で、影響がないならば土中に保存することが望ましいということもある。文化庁・東京都・港区が埋蔵文化財行政としてどう考えるか、というところである。差し当たって、現地保存が難しいかどうかという点についてご議論をいただきたい。
- (委員長) 現状で埋設物を動かすのはなかなか難しいのではないかと考えている。インフラの問題なので、単なる民間施設ではない。
- (古関委員) 自然流下が原則の下水管なので、深く逃げるわけにもいかず、水平方向の位置を変えるのも難しい。その他の部分は横に逃げるという策も講じている。この部分はたまたま難しいということである。止むを得ないと考える。
- (委員長) そのほか意見がなければ、現地保存は難しいというところで考えたい。
- (委員長) 南横仕切堤は、記録保存後に移築という考えだが、北横仕切堤も南横仕切堤と同等の価値と考えると、移築を前提とした記録保存を検討してもらいたい。その点のご意見があるか？
- (委員長) もう一点、山側の開業期の石垣が非常に長く残存する箇所である。移築をした場合、山側の石垣を見ることが出来る。移築した南北仕切堤では一部しか見ることができない。史跡指定区域は土中保存になるので見ることが難しい。したがって、移築を前提とする場合、今残っている北横仕切堤全体と開業期の山側の石垣も含めて、移築するという計画の検討をぜひお願いしたい。
- (小野田委員) 移築を前提とする場合は、発掘した部材をどこかに保管して、となる。今回は木材が多いので、保管は大丈夫なのか？
- (委員長) 移築においては、そのものの材を用いることは少ない。発掘されたものは遺物扱いとし、同様の形態、材質で再現するという考え方が一般的である。
- (委員長) 事業者から質問はあるか？
- (JR) 移築前提は理解する。ある程度の範囲を決めていただければと思うが、その前提で調査をしていくことでよいと考える。
- (JR) 現時点では移築をできるような丁寧な調査を進めるという判断とさせてもらいたい。具体的には、関係の皆様と今後調整しながら、と考えたい。
- (委員長) 場所等は今後ということで、山側の石垣が長い区間残っているので、

- 何とか日の目が見られるように協力して進めていきたい。
- (委員長) 残る遺物については、開業期の石垣の下の杭、仮にそれが残っていれば保存の対象となると思う。この部分の取扱いを考えたいと思う。杭の頭を切らなければならないなど、残すべきか調査すべきか、という点が重要な論点となる。その辺、委員はどう考えるか？
- (UR) 説明を補足すると、北横仕切堤は実際には交差点の中に入った位置にあり、今回提示している道路断面図の位置とは若干異なる。実際は隅切りがあり、SMW の位置は山側に遠ざかっているので三角形の土中保存の範囲は広がる可能性がある。ただし京浜東北の基礎があり遺構が残っていない可能性もあるので、土中保存範囲をどこまで広げられるかは検討が必要になる。
- (委員長) 文化庁・東京都・港区のご意見を頂きたい。
- (東京都) 平成 10 年に文化庁から通知された「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」の別紙 2 を参照すると、半永久的な施設の下は記録保存という部分については、記録保存のための発掘調査の基本的な考え方という部分に示されており、道路等と指定されている。中途半端に残すのではなく記録保存が望ましいのではないかと考えている。現地保存が基本でやむを得ない場合は移築ということでよいが、現地において横仕切堤があったことがわかるような表現の工夫などが望ましいと考える。
- (文化庁) 東京都の考えと概ね同じであるが、杭については例えばどれが残ってどれが残らないのか、など難しいと思うが、丁寧に対応してもらいたい。
- (委員長) 港区はいかがか？
- (港区) 記録保存でやむを得ないと思われる。
- (港区) 基本的には同じである。歩道にかつてあったものを表現するなど協力いただきたい。
- (委員長) それでは、移築を前提とした記録保存調査を行うこと、移築に関しては場所等をこれから検討すること。記録保存は埋蔵文化財行政の原則にのっとり行う。史跡の一部となるため、特に横仕切堤に関しては歩道上のマーキングなどを検討するというところで、よろしいか。
- (一同) 了承する。
- (委員長) その他意見がなければ、次の議題に進む。

3.5 その他

- (委員長) その他何かあるか？なければ議事は終了する。
- (文化庁) 短い時間の中で丁寧に資料を作ってもらいたい。大事な遺構であり、まちづくりの上でも大事なものになるのでは、という認識があ

- る。一つ一つ丁寧に議論を進めていただければと思う。
- (東京都) 丁寧な議論をいただきありがたい。委員長からの指摘もあったが、懸案があった場合はなるべく早めに委員会に諮ることをお願いしたい。
- (港区) 委員会での検討時間を確保していただくことをお願いしたい。
- (委員長) それでは、これで議事を終了する。

3.6 閉会

- (事務局) それでは第 17 回高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

以上

第18回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録（案）

1 開催概要

- 日時：令和4年5月11日（水）10:00～12:00
- 場所：JR東日本現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学 人間科学学術院 教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学 名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 情報管理部 担当部長） ・古関 潤一氏（東京大学 社会基盤学専攻 教授）
オブザーバー	・文化庁文化財第二課 史跡部門 ・文化庁文化財第二課 埋蔵文化財部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 品川駅周辺街づくり担当課 ・港区街づくり支援部 開発指導課 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・鉄道博物館 学芸部 ・東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター ・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 総合企画本部 品川・大規模開発部 ・東日本旅客鉄道株式会社 事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ(株)

- 当日配布資料
 - ・ 次第
 - ・ 資料1-1：埋蔵文化財発掘調査の状況（2022年4月28日現在）
 - ・ 資料1-2：埋蔵文化財調査の進捗について
 - ・ 資料1-3：2街区調査状況全体図
 - ・ 資料2：5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

- ・ 資料 3： 京急連立事業の進め方
- ・ 資料 4： 北口広場基礎杭の施工について

2 議事要旨

(1) 開会

(2) 調査の進捗について

- 1～4 街区の最下段部分は 2 月 7 日付で終了したということか？（東京都）
← 文字化けしているので修正する。（港区）
- 北横仕切堤の状況が資料 1-3 の写真できれいに残っている状況がわかり、移築するに相応しい遺存状況であると判断する。（委員長）

(3) 5・6 街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

- この資料は、前回意見を頂いた内容を踏まえて委員の中で検討し、加筆・修正したものである。（委員長）
- 現段階における見解であり、今後の調査の進展によってより詳細のものに改定していく必要があると考えている。（委員長）
← 5、6 街区は検出が一部分である現状を踏まえて、あくまで現時点で委員としてのご見解である旨前文に記載していただいたことは理解したうえで、事務局としては事実のものとの見解の部分を誤解がないように取りまとめいただきたいと重ねて願います。（JR）
← 文書中「2. 文化財的価値について」の 2 つ目の「・」 “…2 街区の築堤部及び 3 街区の第 7 橋梁橋台部・築堤部と一連のものである。” とあるが、まだ文化財的価値の見解を取りまとめられる状況ではない。再考していただきたい。（JR）
→ 2021 年 3 月 22 日付で「高輪築堤跡の文化財的評価と保存の方針について」という文書を出した。その中に “今回検出された高輪築堤跡の遺構は国指定史跡「旧新橋停車場跡」と一連のものであり、…” という記載が既があり、こちらの文書に則ったものである。従って、国史跡指定された区域と一連のものであるという表現を変更する必要はないと判断する。（委員長）
- 今回の文書だけでは、その文書に加えて新たな見解を示すような誤解を招く。（JR）
← 5、6 街区も今後も知見に基づいて更に調査を進めまとめられていくものであるが、しかし遺構が残っていることは明らかなので、「一連のものである」という 3 月 22 日付文書に則った表現は可能である。（委員長）
→ 資料 2 を見ただけでは 3 月 22 日付の文書に則ったものかどうかどうもわからず、今日の新たな見解のように読める（JR）
← この文章は文書全体で判断してもらうものであると理解しており、仮に批判をいただくようであれば、委員としてはその都度きちんと説明対応をする。（委員長）
→ 委員会での取りまとめではなく委員の見解であるとしても、委員会に出される以上事務局としても対応責任がある。なるべく誤解のない表現をお願いしたい。（JR）

- ← これに関しては委員が責任をもって出している文書であり、事務局に説明をお願いすることはあり得ない。(委員長)
- ←事務局に問合せがあれば、委員の方に連絡をいただき、きちんと説明対応をする。(委員長)
- 事業者としては、本日の第18回委員会の議事録に、本資料が委員会として扱うものではなく、また事務局が責任を負うべきものではないという記録を残させていただきたい。(JR)
 - ← 具体的にどの部分がどのように問題なのか？(委員長)
 - この文章だと2街区築堤部、3街区第7橋梁橋台部の限定的な部分と5、6街区が一連のものとされている。一連の対象は1～4街区全体というのが現時点における事実である。(JR)
 - ← 3月22日付の文書の“高輪築堤跡の遺構は国指定史跡「旧新橋停車場跡」と一連のもの”とあるが、当然2か所の間は飛ぶが、一連のものであるという表現をしているのは鉄道遺構であるので連続性を持っているということである。ここにおいても2、3街区と5、6街区は飛ぶわけだが、連続性において同様に理解ができる。(委員長)
 - 鉄道遺構だから連続・一連ということであれば、3つ目の「・」に書いてある。それに加えて2つ目の「・」があるのが誤解を招くと思われる。(JR)
 - ← 2つ目「・」は国史跡だけに着目した文章であり、3つ目「・」は全体の文化財的価値について述べている。(委員長)
 - 5、6街区において一部のみ検出されている状況からは、現地保存した2街区築堤部、第7橋梁橋台部よりも記録保存した4街区南部との一連性があるという当委員会での過去の報告がある。2つ目の「・」では2街区・3街区の現地保存箇所と一連性があるという捉えられ方であり、現時点での調査状況から非常に誤解を招きやすい表現であると事務局は考える。(JR)
- 委員の先生方が一連のものというのは理解できる。それを事業者がどうとらえるのかではないかと思う。(文化庁)
- 委員の先生方からの見解、ということで、委員の連名を記載するというような対応が必要かと思われる。一体的なものであるということは事実として間違っていない。(東京都)
- 国指定と一連のものという表現は特段問題ないと思う。委員の責任においてという部分は尊重すべきと考える。(港区)
- 委員の見解を本日の委員会で出すのであれば、事務局としては、誤解を招きやすい表現であるという意見を残させていただく。(JR)
 - ← 一連のもの、という表現が誤解を招きやすいということでは？(委員長)
 - そうである。(JR)
- 1つ目と3つ目の「・」がよくて2つ目の「・」がよくない、という説明がわからない。(老川委員)
 - ← 検出も一部しかされておらず、さらにその一部も2つめの「・」にあるよう4街区

南部との共通性もあるとされている現時点において、2街区築堤部と3街区橋台部と5、6街区が一連であるという点が誤解を招く。(JR)

→ 1～4街区と一連であるということは、国史跡に指定された2、3街区とも一連であるということは当然ではないか？(老川委員)

← その点は3つ目の「・」で書かれている。わざわざ2つ目の「・」として抜き出している点が誤解を招きやすい。(JR)

●2021年3月22日付の文書を確認すると、1～4街区で検出し、確認されたものということが前提になっており、同様の形で書けないかというお願いである。(事務局)

← 今回は、冒頭で4行加筆して、あくまでも現段階における見解であって、新たな知見で改訂されるものであるとしている。鉄道遺構なのだから連続性があり、当然一連のものである。(委員長)

→ 検出調査もまだごく一部の段階において、5、6街区について国史跡指定の2箇所と同等くらい高い文化財的価値があると位置付けるのは時期尚早であり、かつ検出状況とも合致していない。そのような状況で委員の現時点の見解ということであれば、現時点で事実を踏まえておらず誤解を招く可能性があるという意見を議事録に残したい。(JR)

●ここに書いてある文章の語尾は“一連のものである”と記しているだけで、“高い文化財的価値を有している”と書いてはなし。ここでは何も評価をしておらず、国史跡と連続性のある一体性をみなせると書いてあるだけである。(古関委員)

← 文化財的価値を語っていないから、このように2項の中に特出しして記載することに違和感がある。特出しすることによって誤解される懸念があり、価値を語っていないのであれば書くべきではないと思う。(JR)

→ 国指定史跡を構成するものと一連のものであるということで、一連のものとして評価できるということは事実であり、そのように理解いただきたい。(委員長)

●事業者としての意見を述べることは妨げるものではなく、あくまで委員見解であるということも、文書の冒頭で記載しているため、今回提出させていただいて、事業者の意見は議事録で残すという形としたい。(委員長)

●事業者として何を危惧しているのか、何を懸念しているのかその背景をお聞かせいただきたい。(委員長)

← 本委員会は、現地の検出状況や事実等に基づき、各分野の委員から助言を頂く場である。したがって事務局としては一貫して、5、6街区についての見解をまとめるのは時期尚早ではないかという見解である。そのような状況のなか文書を出されるのであれば、現状を踏まえて誤解を招かないようお願いしたい。(JR)

●1～4街区の検出調査した時の経緯、トレンチによる試掘調査をやっている。遺構が下に残存しているということは明確になったが、全体の遺存状況については、旧京浜東北線の線路下で非常にわかりにくい状況だった。その結果、対象範囲を全部開削して確認することを行っていった。本来であれば試掘調査の段階で遺跡の存否、残存状況は確認できているはず。その段階で保存に関する議論は行うべきである。(委員長)

- 一方で1～4街区で全面的に検出調査を行った結果、遺構があまり壊されておらず、残っているということが分かった。従って、5、6街区に関しても同じ線路下にある遺構であるので、今の状況で試掘調査より精度の高い遺構の確認が行われていると考える。
(委員長)
- 考古学的な考え方から言えば、遺構全体の検出をしなければその遺跡の評価ができないということは基本的にあり得ない。1～4街区に関して遺構の残りが良かったとすれば、5、6街区に対してもこれまでの調査状況から考えて遺構が残っていると判断することは、普通のことである。それに対して異議があるのであれば通常、埋蔵文化財を管轄している文化財行政の方々から、時期尚早であるという意見が出てきて然るべきである。しかし先ほど、特段異議を頂いているわけではない。(委員長)
- 本件については、事業者の意見を議事録に載せるということで、委員見解は提出したということにしたい。よろしいか。(委員長)
⇒ 了承する。(一同)

(4) 京急連立について

- 資料3の2ページ目の平面図の遺構想定エリアについて、山側はどのあたりに考えているか？(小野田委員)
 - ← 現時点ではどこが山側なのかというのは認識しづらい状況である。(東京都)
 - ← Aは築堤の盛土。Bがいつの時代のものなのか、きちんと調査ができていない。Cとあるものは高架橋の盛土になる。(港区)
 - 品川停車場に入るアプローチの部分なので幅も広がっている可能性がある。山側は慎重に判断していただきたい。(小野田委員)
- 資料3の4ページ目の断面図で、仮線ではない本設の絵柄はどうなるのか？(古関委員)
 - ← 具体的な図は掲載してないが、本設も既存の範囲のなかにおおよそ収まるという理解をしていただきたい。(東京都)
- 2本の大きな杭は何か？(古関委員)
 - ← 将来の鉄道の本設杭であり、この間に4線分の鉄道が入る。(東京都)
 - その他の断面もいずれ整理されたら教えてもらいたい。(古関委員)
- 仮線の杭は羽根付き杭を打って、最後引き抜くのか？(古関委員)
 - ← 引き抜く予定である。(東京都)

(5) その他

- 北口広場基礎杭の施行について、事務局から説明する。(事務局)
- 資料4の2ページ目、①とその北のピンク色の杭の間は、平成31年に築堤が発見された場所ではなかったか？(東京都)
 - ← ①の赤く示した部分が出土範囲である。(事務局)
- 昭和38年以前の航空写真はなかったのか？終戦直後にGHQが撮影したものなどはな

いのか？（古関委員）

← 見つからなかったが、もっと探せばあるかもしれない。（事務局）

- 資料 4 の 3 ページ目、赤く示した部分の第 2 ホームは大規模な掘削工事はしていないだろう。（小野田委員）
- 最終的には海側の石垣を含めて遺構を抜いているような記録はなかったということか？（委員長）
 - 記録からするとその通りである。（事務局）
- 遺構があるという意識で工事を行っていないので、何か抜いているということも考えられるが、結論付けるのは難しいと考える。（委員長）
- 品川停車場に近い部分なので幅が広がっていると考えられるため、今後、5～6 街区から品川駅にかけての地形図の変遷を明確にすることと、JR でも工事の記録を引き続き確認してもらえるとよいと思う。（委員長）
- 資料にある玉石の正体を知りたい。（委員長）
 - ← これは東京礫層だと考えられる。近くの地下空間構築箇所において深礎工法で掘っている所があり、ほぼ同じ深さで最大粒径 20 cm 位の円礫が出土している。それと同じで間違いないと思われる。（JR）
- 議事録の公開についてはどのような状況か？（港区）
 - ← 11～1 月分の 3 回分を準備中である。（事務局）
- 京急連立の試掘調査は慎重に進めてもらいたい。（文化庁）
- 委員の見解は議事録にも残るということで慎重に取り扱いたい。（文化庁）
- 資料 4 の 2 ページ目、青い杭は既存で打ってあるという理解でよいか？築堤を打ち抜いているという理解でよいか？（港区）
 - ← 築堤が発見される前の 2016 年ごろの工事の件である。その工事の記録から何かわかるのではないかとということで当時の報告をしているおり、結果としてはそのようなことになる。（JR）
- 5～6 街区は今後の課題であることを東京都としても認識している。引き続き調整をさせてもらいたい。（東京都）

（6） 閉会

議事録要旨以上

3 議事録

3.1 開会

- (事務局) 第18回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。
- ・ オンライン・サテライトの説明
 - ・ 配布資料の確認
 - ・ 次第の説明

3.2 調査の進捗について

※港区より説明：資料 1-1・1-2・1-3

- (委員長) 何か質問はあるか？
- (東京都) 1～4 街区の最下段部分は 2 月 7 日付で終了したということか？
- (港区) その通りである。4 街区で、文字化けしているので資料は修正する。
- (委員長) 北横仕切堤の状況が資料 1-3 の写真できれいに残っている状況がわかる。移築するに相応しい遺存状況であると判断する。京急連立事業に関して調査がある程度進行して、その結果 5～6 街区の状況が大分色々わかってきたので本会で確認としたい。
- (委員長) その他意見がなければ、次の議題に進む。

3.3 5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡の遺構と文化財的価値について

※委員長より説明：資料 2

- (委員長) 前回意見を頂いた内容を踏まえ、委員の中で検討したものである。アンダーラインの所を加筆・修正している。歴史考古学は発見した物だけで判断するのではなく、それに関連する文献資料、地図等を踏まえて総合的に判断するものである。現段階における見解であり、今後の調査の進展によって、より詳細のものに改定していく必要があると考えている。
- (委員長) 何か質問、意見はあるか？
- (JR) これまでの調査について、まちづくりのスケジュールに対しても柔軟に対応いただいたことを感謝申し上げます。5、6 街区は検出が一部分である現状を踏まえて、あくまで現時点で委員としてのご見解である旨前文に記載していただいたことは理解したうえで、前回からもお伝えしているのは事務局としては事実のものと見解の部分を誤解がないように取りまとめをいただきたいと重ねてお願いする。文書の中の「2.

文化財的価値について」2 つ目の「・」“… 2 街区の築堤部及び 3 街区の第 7 橋梁橋台部・築堤部と一連のものである。”とあるが、まだ文化財的価値の見解を取りまとめられる状況ではない。よって 2 つ目の「・」の表現について、今の状況を鑑みると適切とは言えない表現でないかと考え、再考していただきたい。

(委員長) 2021 年 3 月 22 日付で「高輪築堤跡の文化財的評価と保存の方針について」という文書を出した。これはホームページ上で一般公開されているものである。その中に“今回検出された高輪築堤跡の遺構は国指定史跡「旧新橋停車場跡」と一連のものであり、…”という記載が既にあり、こちらの文書に則ったものである。国史跡に指定されていない段階で 1～4 街区に関して、そういう評価を持っていることを表明している。従って、ご指摘の国史跡指定された区域と一連のものであるという表現を変更する必要はないと判断する。

(JR) 今回の文書だけでは、委員長のご説明は少々分かりづらいのではないかと。その文書に加えて新たな見解を示すような誤解を招く。

(委員長) 1～4 街区の調査が終了した段階で旧新橋停車場跡と一連のものであるという評価をした。同様に 5、6 街区も今後も知見に基づいて更に調査を進めまとめられていくものであるが、しかし遺構が残っていることは明らかなので国史跡指定区域と「一連のものである」という 3 月 22 日付文書に則った表現は委員として可能であると考え。国史跡に指定するかどうかは、最終的には文化審議会で決めることであり、委員会が提言することに何ら問題はない。また先ほど申し上げた既に公開している文書の冒頭で表現されているので、誤解を招くような文章ではないと考える。

(JR) この文書を見ただけでは 3 月 22 日付の文書に則ったものかどうかもわからず、今日の新たな見解のように読める。

(委員長) この文章は一部を切り取られて判断するようなものではない。文書全体で判断してもらうものであると理解している。仮に批判をいただくようであれば、委員としてはその都度きちんと説明対応をする。

(JR) 委員会での取りまとめではなく委員の見解であるとしても、委員会に出される以上事務局としても対応責任がある。なるべく誤解のない表現をお願いしたい。

(委員長) 委員の見解であり、委員が責任をもって出している文書である。事務局に説明をお願いするということはありません。もし事務局に委員の見解に対して問合せがあれば、委員の方に連絡をいただき、きちんと説明対応をする。

(JR) 事業者としては、本日の第 18 回委員会の議事録に、この内容については誤解を招きやすいものであり、本資料が委員会として扱うのではなく、また事務局が責任を負うべきものではないという記録を残さ

せていただきたい。

- (委員長) 具体的にどの部分がどのように問題なのか? “国史跡に指定された…”は事実であり、その後の“…一連のものである。”という部分が問題なのか?しかし、一連のものであるという表現は、先ほど申し上げた通り3月22日付の文書でも使用している文言であり、国史跡指定前に委員としてこういう見解を示すものは何ら問題がない。
- (JR) この文章のままだと2街区築堤部、3街区第7橋梁橋台部の限定的な部分と5、6街区が一連のものとしてされている。一連の対象は1～4街区全体というのが現時点における事実である。
- (委員長) 3月22日付の文書の“高輪築堤跡の遺構は国指定史跡「旧新橋停車場跡」と一連のもの”とあるが、当然2か所の間は飛ぶわけであるが、一連のものであるという表現をしているのは鉄道遺構であるので連続性を持っているということである。ここにおいても2、3街区と5、6街区は飛ぶわけだが、連続性において同様に理解ができる。これは当たり前のお話である。
- (JR) 鉄道遺構だから連続・一連ということであれば、3つ目の「・」に書いてある。それに加えて2つ目の「・」が誤解を招くと思われる。
- (委員長) 国史跡に指定されている旧新橋停車場と一連のものであるということを含め、3月の文書と同じ意図である。2つ目「・」は国史跡だけに着目した文章である。3つ目「・」は全体の文化財的価値について述べている。
- (JR) 5、6街区において一部のみ検出されている状況からは、現地保存した2街区築堤部、第7橋梁橋台部よりも記録保存した4街区南部との一連性があるという当委員会での過去の報告がある。2つ目の「・」では2街区・3街区の現地保存箇所と一連性があるという捉えられ方であり、非常に誤解を招きやすい表現であると事務局は考える。
- (委員長) 文化庁、東京都、港区の意見を伺いたい。
- (文化庁) 委員の先生方が一連のものというのは理解できる。それを事業者がどうとらえるのかということではないかと思う。
- (東京都) 委員の先生方からの見解、ということで、先生方のお名前を記載するというような対応が必要かと思われる。一連、ではなく一体のものというイメージを持っていたが、一体的なものであるということでは事実として間違っていないと思う。
- (港区) 国指定と一連のものという表現は特段問題ないと思う。委員の責任においてという部分は尊重すべきと考える。
- (JR) 委員の見解を、本日の委員会でするのであれば、事務局としては、誤解を招きやすい表現であるという意見を残させていただく。
- (委員長) 一連のものであるという表現が誤解を招きやすいということではいいか?
- (JR) そうである。

- (老川委員) 1つ目と3つ目の「・」がよくて2つ目の「・」がよくない、という説明がわからない。
- (JR) 検出も一部しかされておらず、さらにその一部も2つめの「・」にあるよう4街区南部との共通性もあるとされている現時点において、2街区築堤部と3街区橋台部と5、6街区とが一連であるという点が、誤解を招く。
- (老川委員) 1～4街区と一連であるということは、国史跡に指定された2、3街区とも一連であるということは当然ではないか？
- (JR) その点は3つ目の「・」で書かれている。わざわざ2つ目の「・」として抜き出している点が誤解を招きやすいということである。
- (委員長) これは国史跡のものと一連であるとあえて抜き出して書いている。一連のものであると書いて、何か問題があるのか。委員の見解として記載しているもの、「これを国史跡指定しなさい」という書き方は、我々の立場ではできない。委員としては、昨年3月の時点では意見が出なかったのに、今回このような意見が出るのは非常に違和感がある。
- (事務局) 2021年3月22日付の文章を確認すると、1～4街区で検出し、確認されたものということが前提になっている。同じような形で書けないかというお願いである。
- (委員長) 今回は、冒頭で4行加筆していて、これはあくまでも現段階における見解であって、新たな知見で改訂されるものであるとしている。鉄道遺構なのだから連続性があり、当然一連のものである。
- (老川委員) 素直に読んでいけば腑に落ちて理解されるものではないだろうか。
- (JR) 老川委員のようにこれまでの議論に関わられている先生から見ると、文章に問題がないと理解されると考えられる。しかし、この文章だけを読むと、検出調査もまだごく一部の段階において、5、6街区について国史跡指定の2箇所と同等くらい高い文化財的価値があると位置付けているように読めてしまう。これは時期尚早であり、かつ検出状況とも合致していない。そのような状況で委員の現時点の見解ということであれば、現時点で事実を踏まえておらず誤解を招く可能性があるという意見を議事録に残したい。
- (古関委員) 今の説明で少しわかったが、ここに書いてある文章の語尾は“一連のものである”と記しているだけで、“高い文化財的価値を有している”と書いてはない。ここでは何も評価をしていない。国史跡と連続性のある一体性をみなせると書いてあるだけである。
- (JR) 文化財的価値を語っていないから、このように2項の中に特出しして記載することに違和感がある。特出しすることによって誤解されるのではないかということである。価値を語っていないのであれば、そもそも文化財的価値という項目に書くべきではないと思う。
- (委員長) 国指定史跡を構成するものと一連のものであるということである。た

だし国史跡に指定すべきであるとは書けない。それは委員会の我々の権限を越える話になる。一連のものとして評価できるということは事実である。そのように理解いただきたい。

(委員長) 事業者としての意見を述べることは妨げるものではない。またあくまで委員見解であるということも、文書の冒頭で記載している。したがって、今回提出させていただいて、事業者の意見は議事録で残すという形としたい。では事業者として何を危惧しているのか、何を懸念しているのかその背景をお聞かせいただきたい。

(JR) 本委員会は、現地の検出状況や事実等に基づき、各分野の委員から助言を頂く場である。したがって、口頭説明時も、文書においても、事務局としては一貫して、5、6街区についての見解をとりまとめるのは時期尚早ではないかという見解である。きちんとした形で検出調査ができていない中で、こうした断言をするのは、早いのではないかということである。そのような状況のなか文書を出されるのであれば、現状を踏まえて誤解を招かないようお願いしたい。

(委員長) 1～4 街区の検出調査した時の経緯を思い出してもらいたい。その前の段階でトレンチによる試掘調査をやっている。トレンチを何本か開けた段階で、遺構が下に残存しているということは明確になった。ただし全体の遺存状況については、旧京浜東北線の線路下でトレンチとトレンチの間でどのくらい残っているのか非常にわかりにくい状況だった。その結果、対象範囲を全部開削して確認することを行っていった。本来であれば遺跡の試掘調査を行った段階で遺跡の存否、残存状況は確認できているはずで、その段階で保存に関する議論は行うべきである。ただしこの場合は、実際に使用されていた線路の下にあったものなので、実際にどの程度後世に壊されていたのかよくわからない。よって全部検出が必要であるということ提言した。一方で1～4街区で全面的に検出調査を行った結果、遺構があまり壊されておらず、残っているということが分かった。従って、5、6街区に関しても同じ線路下にある遺構であるので、今の状況で試掘調査より精度の高い長い区間の遺構の確認が行われていると考える。1～4街区調査当時の状況とは異なり、判断に足る情報が揃っているという理解をしている。トレンチだけではなく、京急連立事業に関わる非常に長い区間において確認が行われていて、その中でも築堤に関わる盛土もかなりきちんと残っている。考古学的な考え方から言えば、遺構全体の検出をしなければその遺跡の評価ができないということは基本的にあり得ない。1～4街区に関して遺構の残りが良かったとすれば、5、6街区に対しても、これまでの調査状況から考えて遺構が残っていると判断することは、普通のことである。それに対して異議があるのであれば通常、埋蔵文化財を管轄している文化財行政の方々から、時期尚早であるという意見が出てきて然るべきである。しかしそれに対して先ほどご意

見いただいたように、特段異議を頂いているわけではない。具体的な事実に立脚しているということを改めて強調しておきたい。本件については、事業者の意見を議事録に載せるということで、委員見解は提出したということにしたい。よろしいか。

- (一同) 意見なし。
(委員長) その他意見がなければ、次の議題に進む。

3.4 京急連立について

※東京都より説明：資料 3

- (東京都) 現在、北品川駅付近については高架化して踏切を除却する工事を進めている。環状 4 号との連動、JR 品川駅改良との連携が前提となっている。その北側は掘割になっている。
- (小野田委員) 2 ページ目の平面図に、遺構想定エリアとあるが、海側はこのラインだと思うが山側はどのあたりに考えているか？
- (東京都) 現時点では、何処が山側なのかというのは認識しづらい状況である。
(港区) A と書いてある部分は築堤の盛土があると考え。B と書いてある部分がいつのものなのか、きちんと調査ができていないので現段階では説明できる状況にない。C とあるのは高架橋の盛土になる。
- (小野田委員) おそらく品川停車場に入るアプローチの部分なので幅もそのまま広がっている可能性がある。特に海側はあまり変わっていないが、山側は慎重に判断していただきたい。
- (港区) 承知した。おそらく交差点の南側からアプローチが始まっているのではないかと考えている。
- (小野田委員) 地図など色々情報を見て判断して欲しい。
- (古関委員) 4 枚目の断面図で、4 線あるのは既存、では仮線ではない本設の絵柄はどうなるのか？
- (東京都) 実際この場所は地平下するので、具体的な図は掲載してない。本設も既存の範囲のなかにおおよそ収まるという理解をしていただきたい。
- (古関委員) 2 本の大きな杭は何か？
(東京都) この 2 本が、将来の鉄道の本設杭になる。この間に 4 線分の鉄道が入る。
- (古関委員) その他の断面もいずれ整理されたら教えてもらいたい。また仮線の杭は羽根付き杭を打って、最後引き抜くのか？
(東京都) 引き抜く予定である。
(委員長) その他意見がなければ、次の議題に進む。

3.5 その他

- (委員長)
(事務局) 北口広場基礎杭の施行について、ということで事務局から説明する。資料4を用いて説明する。北口広場の基礎杭についてであり、前々回第16回委員会で一度説明をさせていただいた。3件意見を頂いた。1点目は実測なのか推定なのかのラインの見直し、2点目は過去どのような施設があったのかの確認、3点目は杭の1か所の掘削内容の確認である。2ページ目で⑧杭の施工状況の確認である。3ページ目では過去の施設の存在状況として、昭和38年・昭和54年の航空写真を記載した。特に施設はなかったことが確認できる。4ページ以降で⑧の杭のTBH工法と当時の施工写真を付けた。他の杭と同様であることがわかる。
- (東京都) 2ページ目、①とその北のピンク色の杭の間は、平成31年に築堤が発見された場所ではなかったか？
- (事務局) ①の赤く示した部分が出土範囲である。
- (東京都) 図面に反映されているということ、了承する。
- (古関委員) 昭和38年以前の航空写真はなかったのか？終戦直後にGHQが撮影したものなどはないのか？
- (事務局) 見つからなかったが、もっと探せばあるかもしれない。
- (古関委員) こうなる前の過程はこうで、その後何かをしてこうなったということが推測できれば良いのだが。こうなってからではそれ以上推測できないので。
- (小野田委員) 3ページで赤く示した部分の第2ホームは、ホームを伸ばす程度の工事はしていたかもしれないが、大規模な掘削工事はしていないだろう。
- (委員長) 最終的には海側の石垣を含めて遺構を抜いているような記録はなかったということか？
- (事務局) 記録からするとその通りである。
- (委員長) 遺構があるという意識で工事を行っていないので、何か抜いているということも考えられるが、結論付けるのは難しいと考える。青い点線として表現するのはよいが、品川停車場に近い部分なので幅が広がっていると考えられるかもしれない。今後、5~6街区から品川駅にかけての地形図の変遷を明確にすることと、JRでも工事の記録を引き続き確認してもらえるとよいかと思う。先ほどの資料にある玉石の正体は知りたい。
- (JR) これは東京礫層だと考えられる。少し東京礫層にしては礫が大きいのではないかという印象もあったが、たまたま近くの地下空間構築箇所において深礎工法で掘っているところがあって、ほぼ同じ深度のGL-15m付近で、最大粒径20cm位の円礫が出土している。それと同じと考えて間違いはないと思われる。
- (港区) 資料4について、2枚目、杭が当たる範囲と数が書いてある。8本当

- (事務局) たる。その西側の青い杭は既存で打ってあるという理解でよいか？
既に施工済みというものを既存と表現するのであれば、既存である。
図に記載の杭は全て打ち終わっている。
- (JR) 築堤が発見される前の 2016 年ころの工事の件である。その工事の記録から何かわかるのではないかとということで、当時の報告をしている。
- (港区) であれば、築堤を打ち抜いているという理解でよいか？
- (事務局) 結果としてはその様なこととなる。
- (港区) 一つ確認したいが、議事録の公開についてはどのような状況か？
- (事務局) 11～1 月分の 3 回分を準備中である。
- (文化庁) 京急連立の試掘調査は慎重に進めてもらいたい。委員の見解については、議事録にも残るということで慎重に取り扱いたい。
- (東京都) GW の現場視察で話が出たが、5～6 街区は今後の課題であることを東京都としても認識している。引き続き調整をさせてもらいたい。
- (委員長) それでは、これで議事を終了する。

3.6 閉会

- (事務局) それでは第 18 回高輪築堤調査・保存等検討委員会を閉会する。

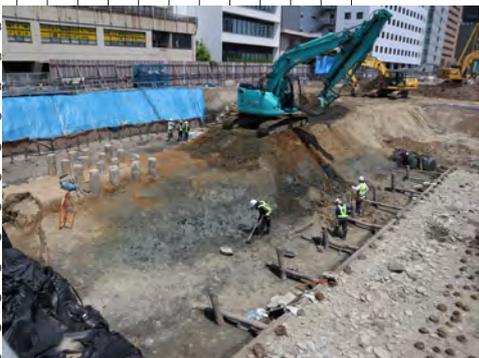
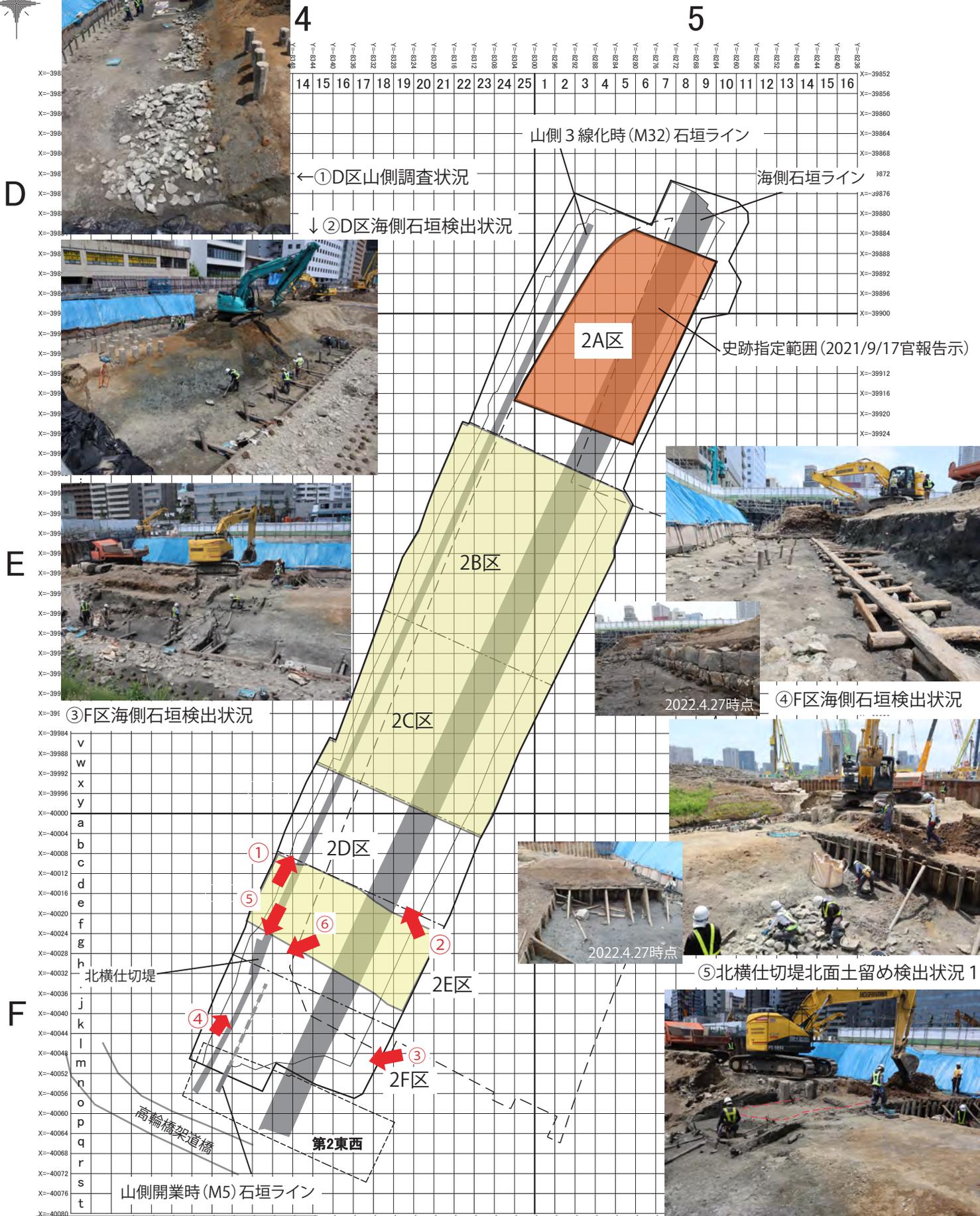
以上

高輪築堤跡(港区No.208)埋蔵文化財調査の進捗について

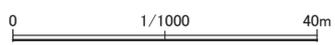
地 点	協定日	着手日	区割り	海側石垣		築堤上面 (パラスト)	築堤内部 芯材	山側石垣		終了確認日	保存関係	調査特記内容	備 考
				開業時 石垣等	波除杭			開業時 石垣等	3線時 石垣等				
①1街区	2021/4/27 2021/8/23 (変更協定) 2021/10/21 (変更2回目) 2022/2/28 (変更3回目)	21/5/24	A~D (4区)	○	○	○	○	△	○	2022/1/14		・笠石?出土 ・芯材に瓦片を利用 ・芯材に破砕貝を利用(B 区) ・築堤 構築以前の遺構を確認(B・ C区)	8/23の変更協定によっ てD区追加 記録保存調査終了
②2街区		21/6/21	A~E (5区)	○	○	○	○	○	○	・E-1区(11/15) ・C区(2/4) ・B区(2/21)	A区 (40m史跡指定 2021/9/17告 示)	・築堤上面のまくら木痕 ・双頭レール出土 ・芯材に土丹塊を利用(C 区) ・開 業時の北横仕切堤を確認 (2E-2区) ・笠石?出土	2021/8/23の変更協定 によって一部追加 2022/2/28の変更協定 によって一部追加
③3街区		21/5/24	A~D (4区)	○	○	× (上面削平)	○	○ (3A)	○	2021/11/5	D区 (第7橋台含む80 m史跡指定 2021/9/17告 示)	・第7橋台(D区)	8/23の変更協定によっ て一部追加 記録保存調査終了
④4街区		21/5/17	A~I (9区)	○	○	× (上面削平)	○	○ (4A) △ (4B以 南)	○ (4A)	2022/2/7	E区 (信号機跡含む30 m移築保存)	・海側石垣上に張り出し部を 確認(信号機跡か) ・B区山側で横仕切堤確認 ・まくら木付チェアー出土 ・チェアー単体での出土 ・十字組基礎×2(信号台部)	記録保存調査終了
⑤京急連立事業地区	調整中											・3線化(明治32年)以前に 周辺で埋立工事の可能性有 ・事業用地の一部で築堤の 一部(複線化時盛土)を確認	間知石積側溝の調査終了 (2022.3.30)
⑥環状4号線事業地区	2021/9/27 2021/10/11 (変更協定) 2022/1/25 (変更2回目)	21/9/27			○ (仮バント部)	○				・2021/10/28(仮バント 部) ・2022/2/16(P10橋脚 部)		・複線化の痕跡(?)を確認 ・4街区と類似した土留め材 を検出	記録保存調査終了 (2022.2.16)
⑧第2東西連絡道路地区	2020/9/1 2020/11/10 (変更協定)	20/9/1		○	○	× (上面削平)	○	○	○	2020/12/22		法面下追加調査 2021/7/1~7/14(終了 確認済)	記録保存調査終了
⑨H31発見地点		19/5/30	19/6/ 3	○		× (上面削平)	○			2019/6/3			記録保存調査終了
品川駅改良事業地区	⑩仮斜路部	2021/2/26		○	○					2021/9/29			記録保存調査終了
	⑪荷捌き部			○	○					2021/6/11			記録保存調査終了
《 凡例 》 ○:残存確認 △:検出されず ×:削平等により取り除かれている /:調査範囲外				《 成果の要点 》 ・海側の石垣はほぼ開業期の姿で残っている ・山側の開業時の石垣は、第7橋台を挟む南北の横仕切堤の間で確認されているが、そのほかの地区では未検出である ・築堤とともに第7橋台及び信号機跡が確認されている ・築堤は4街区の信号機部で湾曲するが、その南北は直線的に伸びている ・山側は3線時に拡幅されている ・築堤構築の変遷と内部構造を確認中									

2街区 全体図

【資料2-3】

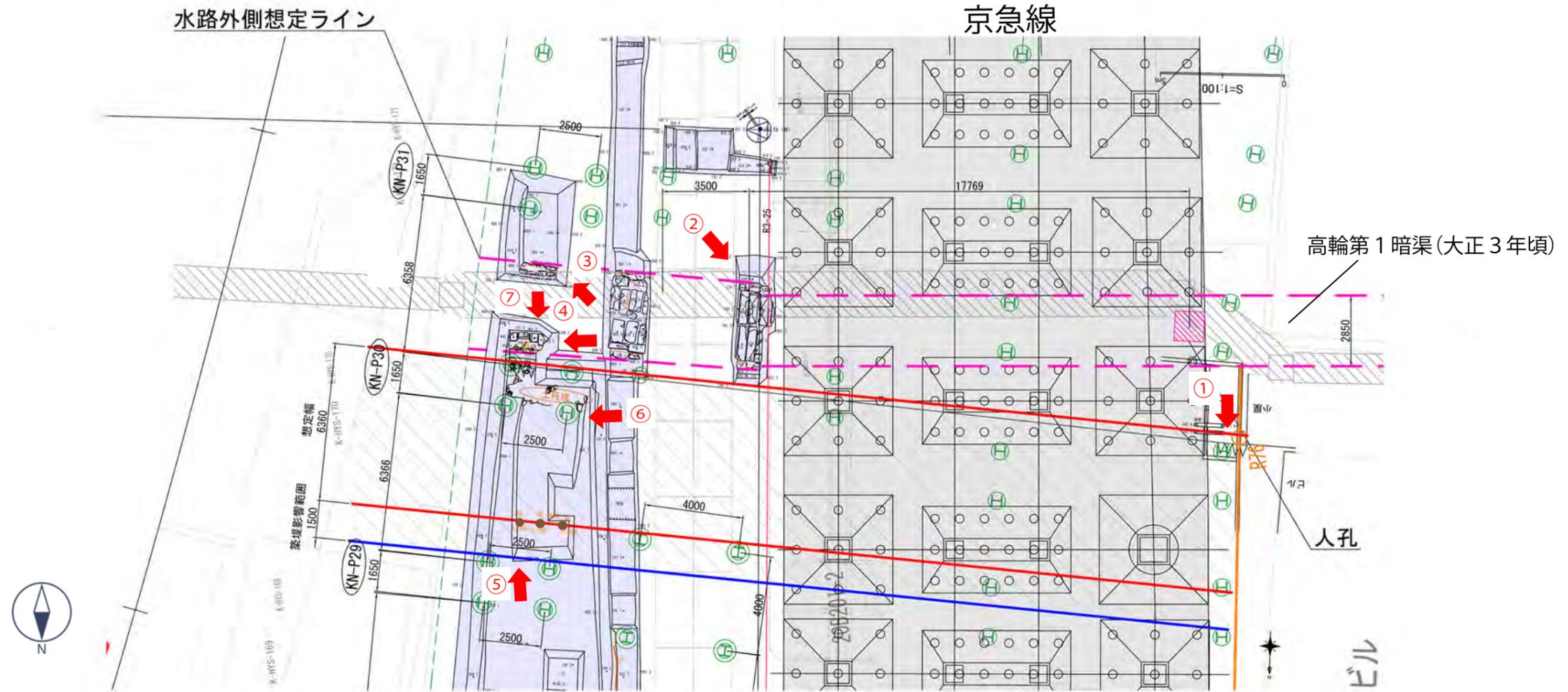


【凡例】
 2022/4/28以前終了確認済



第8橋梁北横仕切堤の確認調査について(速報) 2022.6.2 港区教育委員会作成

平面図



①暗渠内石積み



②暗渠蓋石検出状況・1



④裏込め検出状況・3



⑤杭検出状況



⑦計測状況



③暗渠蓋石検出状況・2

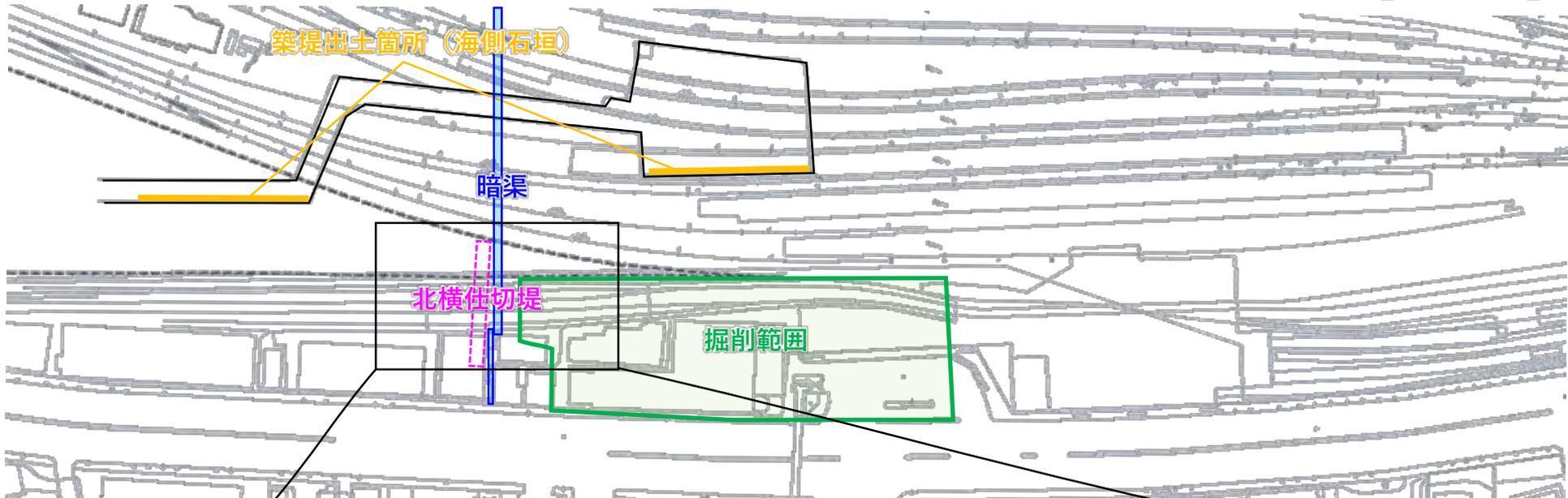


拡大

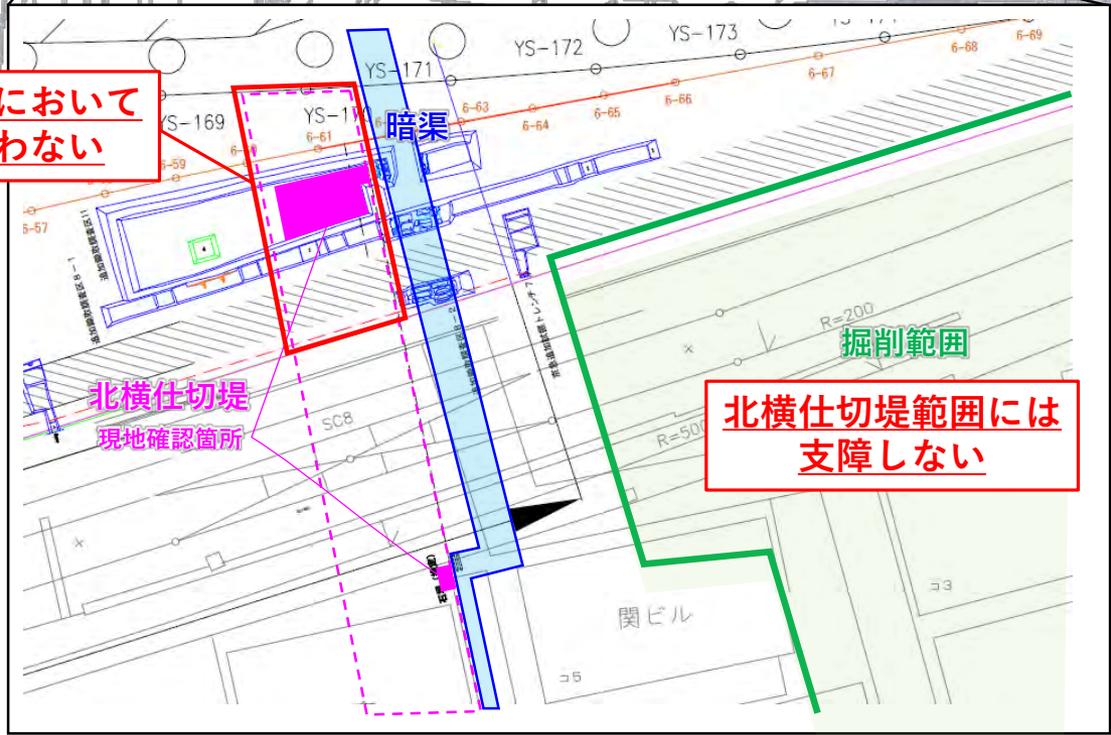


⑥裏込め付近土層堆積状況

北横仕切堤（第8桥梁）位置について



今後の計画において
掘削は行わない



北横仕切堤範囲には
支障しない